

# 春日井市愛知環状鉄道 I C カードシステム整備費補助金交付 要綱

## (通則)

第 1 条 市は、愛知環状鉄道線の利便性向上の促進を図るため、国並びに愛知県、岡崎市、瀬戸市及び豊田市と協調して、愛知環状鉄道株式会社（以下「会社」という。）が行う交通系 I C カード（全国相互利用可能なものに限る。以下同じ。）の利用を可能とするシステム導入に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を会社に交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

## (補助対象事業)

第 2 条 補助対象事業は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成29年 3 月15日国総支第61号、国総物第101号、国鉄総第296号、国鉄都第132号、国鉄事第319号、国自旅第378号、国海内第173号、国港総第491号、国空ネ企第169号、国空事第7252号、国空環第78号、観参第266号。以下「国の要綱」という。）第25条第 1 項に規定する事業実施計画に基づき行われる交通サービス利便向上促進事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金において、国が補助事業として採択しない事業は、交付の対象としないものとする。

## (補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、交通系 I C カードの利用を可能とするシステムの導入に要するシステム開発費、設備整備費等とする。

## (補助対象期間)

第 4 条 補助金の交付の対象となる期間は、平成29年度及び平成30年度とする。

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額に100分の7.8を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金交付申請)

第6条 会社は、補助金の交付を受けようとするときは、春日井市愛知環状鉄道ICカードシステム整備費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、国の要綱に基づき中部運輸局に提出した補助金交付申請書類の写し、その他国の要綱に基づき提出した書類等の写し及び国の補助金交付決定通知の写しを添付しなければならない。

3 会社は、第1項の規定による申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額して申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、春日井市愛知環状鉄道ICカードシステム整備費補助金交付決定通知書(第2号様式)を会社に交付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、補助金等交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の申請)

第9条 会社は、次のいずれかに該当するときは、春日井市愛知環状鉄道 I Cカードシステム整備費補助金交付決定変更申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 補助対象経費の配分額を変更しようとする場合（変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。）

2 前項の申請書には、国の要綱に基づき中部運輸局に提出した交付決定変更申請書類の写し及び国の交付決定変更通知書の写しを添付しなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、これを審査し、変更すべきものと認めたときは、春日井市愛知環状鉄道 I Cカードシステム整備費補助金交付決定変更通知書（第4号様式）を会社に交付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(状況報告)

第11条 会社は、市長の要求があった場合には、速やかに春日井市愛知環状鉄道 I Cカードシステム整備費補助金事業状況報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 会社は、予定期間内に当該補助対象事業が完了しない見込みであるときは、前項の状況報告書にその理由を付して、速やかに市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第12条 会社は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに春日井市愛知環状鉄道 I Cカードシステム整備費補

助金実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに春日井市愛知環状鉄道ICカードシステム整備費補助金年度終了実績報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、国の要綱に基づき中部運輸局に提出した実績報告書類の写しを添付しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、春日井市愛知環状鉄道ICカードシステム整備費補助金確定通知書（第8号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 会社は、前条の規定による通知を受けた補助金の支払いを受けようとするときは、春日井市愛知環状鉄道ICカードシステム整備費補助金支払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の中止等）

第15条 会社は、補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助金の経理）

第16条 会社は、補助対象事業に係る補助金について、収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 会社は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第17条 会社は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産

(以下「取得財産等」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産等  
を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に  
係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第18条 会社は、取得財産等の得喪に関する書類並びに取得財産等の現状  
把握に必要な書類及び資料類を、会社が補助対象事業等により取得し、  
又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等によ  
り取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成22年国土交通  
省告示第505号。以下「国土交通省告示」という。）に定める期間保存し  
ておかなければならない。

(取得財産等の管理等)

第19条 会社は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、  
善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その  
効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 会社は、取得財産等（取得価格又は効用の増加価格が500,000円以  
上のものに限る。）について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の  
目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しては  
ならない。ただし、減却償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年  
大蔵省令第15号）を勘案し、国土交通省告示に定める期間に準ずるもの  
と認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 会社が前項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入が  
あったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する  
金額を納付させることができる。

(公共工事の品質確保の促進)

第21条 会社は、補助対象事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保

の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済的に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成29年12月 1 日から施行する。